

# 町からのお知らせ

## 保健福祉センターからのお知らせ

保健福祉センター  
☎ 89-3366

### 平成 18 年度総合健診のお知らせ

自主的な予防や健康管理のため、18歳以上の方は受けましょう。  
(但し、学校や職場で健診を受けられる方は除く)

| 実施日               | 実施会場                |
|-------------------|---------------------|
| 6月13日(火)～6月16日(金) | 多目的体育館 (豊松)         |
| 6月19日(月)～6月23日(金) | 池木山村開発センター (池木)     |
| 7月3日(月)～7月7日(金)   | 総合交流センターじんせきの里 (神石) |
| 7月19日(水)～7月21日(金) | さんわ総合センター (三和)      |
| 7月24日(月)～7月25日(火) | くろみふれあいプラザ (三和)     |
| 7月26日(水)～7月28日(金) | 三和公民館(旧町民会館) (三和)   |

申込書は各世帯に配布します。「ご案内」をよくみて、4月21日(金)までに役場各支所又は、保健福祉センターへ提出してください。

## 住民課からのお知らせ

住民課  
☎ 89-3334

### 平成 18 年度 (4月～3月) の

**国民年金定額保険料は、月額 13,860 円 付加保険料は、月額 400 円です。**

※付加保険料は、第1号・任意加入被保険者の希望により、定額の保険料に上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

### 国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です。

手続きは  
お早めに!

◎保険料の前納を口座振替にすると

|                   |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|
| 現金(納付書)で1年分を前納すると | 163,370 円 | 2,950 円お得 |
| 口座振替で1年分を前納すると    | 162,830 円 | 3,490 円お得 |

※6カ月前納も口座振替がお得です。

◎月々の口座振替も早割にすると

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割(当月保険料の当月末引落し)にすると、月々50円(平成18年度割引額)の割引となります。

くわしくは、役場住民課・各支所総務課へお問い合わせください。

## 企画課からのお知らせ

企画課  
☎ 89-3332

### 地上デジタル放送によるテレビ受信障害に対するお知らせ

総務省中国総合通信局

広島地域の地上デジタル放送については、本年10月1日から放送を開始します。放送開始前の4月頃から9月末までの間、各放送事業者において、デジタル放送機の調整や調査を実施するために試験電波を发射します。

その過程において、一部の地域・設備においてまれに現行の地上アナログテレビ放送(今見ている放送)の一部のチャンネルの画面が「ガラガラ」となる症状が現れることがあります。

ただし、画面がしま模様になったり、二重三重になる症状は、デジタル放送からの障害ではありません。

もし、障害等が発生した場合、電波産業会広島地域受信対策センターが、障害を除去するための対策を実施いたします。

電波障害の苦情、問い合わせは広島地域受信対策センターへお願いします。

広島地域における地上デジタル放送のスケジュール

- 4月頃 地上デジタル放送試験電波发射
- 10月1日 地上デジタル放送開始  
(地域によって開始時期が異なります)

電波障害の問い合わせ先

○広島地域受信対策センター

フリーダイヤル ☎ 0120-292-700 (無料)

フリーFAX ☎ 0120-017-746 (無料)

携帯電話・P-S・公衆電話 ☎ 082-222-0086 (有料)

受付時間 平日 9:00～21:00

土・日・祝 9:00～18:00

# 介護保険室からのお知らせ

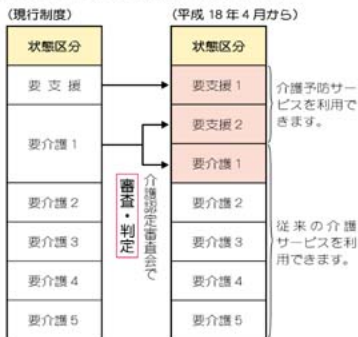
介護保険室  
☎ 89-3535

## 介護保険制度が変わります No.1

平成 18 年 4 月 1 日より介護保険制度が変わりますので、その内容を今後数回に分けてお知らせします。

### 要介護状態区分

現行の要支援が要支援 1 に現行の要介護 1 を細分化し新しく要支援 2 という状態区分が創設されました。



### 地域包括支援センターが設置されます

地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。

4 月 1 日からスタートします。

- 要支援 1、要支援 2 の方のケアプラン（介護予防計画）の作成などの介護予防ケアマネジメント
- 要支援・要介護状態になるおそれのある方への町が実施する介護予防事業のケアマネジメント
- 様々な相談等を受け、必要なサービスにつなげる「総合的な相談窓口機能・権利擁護事業」
- 市区町村、関係機関との調整や、ケアマネジャー（介護支援専門員）の支援などを行う「包括的・継続的ケアマネジメント支援」

### 介護予防事業とは…

要支援・要介護状態になるのを防ぐために市区町村が実施する事業で、生活機能の低下している高齢者を対象として、心身の状態の悪化を防ぐために行われる事業です。

～介護予防事業の流れ～

- ①町が実施する総合検診や保健師の訪問活動等で対象者を把握します。
- ②地域包括支援センターが介護予防事業の対象者の選定をします。
- ③地域包括支援センターの保健師が本人等と相談しながら簡単なケアプラン（介護予防計画）を作成します。
- ④ケアプラン（介護予防計画）に基づき、市区町村が実施する次の介護予防事業に参加します。
  - 筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上
  - 閉じこもり予防・支援 ●認知症予防・支援
  - うつ予防・支援
- ⑤地域包括支援センターで一定期間後に効果を評価します。

### 介護予防サービスとは…

要支援 1、要支援 2 と認定された方を対象に、筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上の 3 つの柱を重点的に行い生活機能の維持・向上を目的として、心身の改善を図ります。

- ・筋力向上…立ち上がりや歩行に必要な筋力をつけたり、転倒予防のための訓練をします。
- ・栄養改善…栄養士等が栄養バランスのとれた食事のとり方などについて個別に相談をします。
- ・口腔機能の向上…歯科衛生士等が歯の舌の汚れを確認、しっかり歯んだりを飲み込むための指導を行います。

# 環境衛生課からのお知らせ

環境衛生課  
☎ 89-3336

## 集落排水使用料再算定のお知らせ

平成 18 年度農業集落排水処理施設の使用料を、平成 18 年 4 月 1 日現在の基本台帳記載人数を基準に再算定します。減免を希望される方は、役場各支所福祉保健課で申請の手続きを行ってください。（平成 17 年度に減免を受けておられる方も再度手続きが必要です。）

使用料減免の対象は、次のとおりです。

1. 生活保護法による扶助を受けている世帯
2. 高齢・疾病により自宅外にて長期的に療養・治療を要する人
3. 学生等同一世帯で生計を分離し別居している人（ただし、中学生・高校生は対象外）※証明書が必要です。

＜わくわくは、役場各支所福祉保健課、または本庁環境衛生課までお問い合わせください。＞